

# 守れ!子ども笑顔と未来



山形県

山形県人権啓発活動ネットワーク協議会

## 子どもの虐待とは？

児童虐待は、親や親に代わる保護者等が子どもに対して行う以下の行為をいいます。

### 虐待の種類とその特徴

#### 身体的虐待

子どもを叩いたり、蹴ったり、やけどをさせるなど、子どもの身体にケガや苦痛を与えることをいいます。



#### 性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど、子どもにわいせつな行為をしたりさせることをいいます。



#### ネグレクト(養育拒否・放置)

適切な衣食住の世話をしない、学校に行かせない、病気やケガをしても医者に診せない、自動車内に置き去りにするなど、子どもに必要な養育をしないことをいいます。



#### 心理的虐待

子どもを無視する、きょうだい間でひどく差別する、おどす、なじる、罵声をあびせるなど、心理的ないじめをして、子どもの心に傷を負わせることをいいます。



## 虐待はどうして起きるの？

虐待はどこの家庭にでも起きる可能性があります。これらの問題が、虐待の引き金になることもあるといわれています。

#### 社会的要因

- ・育児について、誰も相談する人がいない。
- ・育児について自信がなく不安。
- ・子どもだけの生活に息が詰まりそう。等

#### 家庭の要因

- ・夫が育児に協力しない。
- ・お酒を飲んで家族に暴力を振るう。
- ・家族間や実家との不仲で苦しんでいる。
- ・経済的に苦しい。等

#### 子どもの要因

- ・育てにくい。 ・手がかかる。
- ・発達発育が遅い。
- ・反抗的。
- ・動きが激しく言うことをきかない。等

## こんなことも虐待です。

保護者以外の同居人による子ども虐待を保護者が放置する。

同居人が子どもに暴力を振るっているのを、お母さんが知っていてそのままにしているのも虐待です。



子どもの目の前で配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)が行われることなど、直接子どもに対して向けられた行為でなくても、著しい心理的外傷を与えること。

(心理的虐待)

子どもの目の前で、お父さんがお母さんを殴ることは、子どもに暴力を振るわなくても虐待になります。



虐待の判断は子ども側に立って判断すべきで親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待というわけではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子がかわいいと思っていなくても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。(著・小林美智子 1994)

## 虐待を予防するために

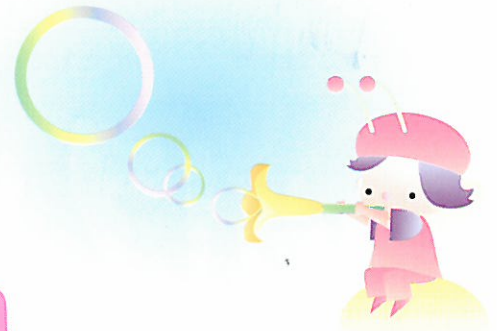
虐待が生じる要因として、保護者・家族の育児負担、育児不安や地域での孤立などがあります。

◇ 虐待を未然に防ぎ、安心して子育てをするためには、親子と関わる関係者・機関が「虐待に至るかもしれない親子・家庭」を早期に把握し、連携をして援助をすすめていくとともに、地域での子育て支援を充実させて、養育者の育児負担の軽減を図ることが必要です。

◇ 虐待は一つの要因だけで起きるものではなく、様々なリスクが重なって起きるものという指摘があります。そのため虐待発生の予防のためには、家庭が抱えているリスク要因をできるだけ早く周囲の者が把握し、適切にアセスメントし、その要因を取り除いていくような支援が必要です。

◇ また、近年、家族が置かれている状況は、少子化や核家族化、地域の養育力の低下、経済不況等、生活を送る上での困難性が高まっており、こうしたことも虐待増加の一因として考えられます。

このため、今は、虐待を特別な家族の問題という認識で取り組むのではなく、どの家庭にも起こりうるものとして捉え、関係機関がそれぞれ課せられた役割・有する機能を最大限に発揮して、リスク要因を持つ家庭へ積極的に支援していくことが重要となってきました。



## こんな気持ちになったことはありませんか？

決してひとりで悩まないでください。あなたとあなたの子どもの暮らしを応援したいと思っている人は、あなたのまわりにたくさんいるのです。

- ・子どもとふたりきり…これからの子育てが心配。  
保健所・保健センターへ相談してみましょう。
- ・子どもの気持ちが理解できないんです。  
身近な子育て支援センターへ相談してみましょう。
- ・この子はいつもわたしを困らせるんです。  
ファミリーサポートセンターへ相談してみましょう。
- ・また怒ってしまった。たたく行為が自分でもとめられない。  
児童相談所・児童家庭支援センターへ相談してみましょう。

## 虐待を防止するにはどうすればいいの？

### 子育てに不安な人や悩んでいる人は、相談してみましょう。

子育てが不安である、負担であると思われるときは、周りの人や相談機関に助けを求めましょう。あなたの周りには、相談に乗って手助けをしてくれるところがたくさんあります。

### どこに相談するの？

#### 市町村、児童相談所、福祉事務所

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じています。

児童相談所では、児童福祉司や児童心理司、精神科医が専門職として調査、診断、指導を行います。

#### 保健所・保健センター

赤ちゃんとお母さんの健康や育児について、保健師による専門的な相談や指導を行います。

#### 地域子育て支援センター、保育所・幼稚園

育児に関する相談、支援を行います。乳幼児と保護者が遊べる場所もあります。

#### 民生委員・児童委員(主任児童委員)

皆さんの身近なところで、子どもや家庭の問題について相談に乗り、地域と行政機関とのパイプ役として活動している人たちです。

#### 児童家庭支援センター

児童養護施設に付設された民間の相談機関です。相談員や心理職員が対応します。

### 周囲の人は？

「おやっ?」と思ったら、一人で悩まないで、上記の相談機関に心配な思いを伝えましょう。あなたの一言が、子どもと親を救うきっかけになります。



# 発見から通告、 援助まで

**虐待の疑い**  
 ・いつも折檻の音が聞こえる  
 ・アザだらけで登校する  
 ・不自然なケガをしている

無理のない範囲で情報収集  
 名前は？住所は？年齢は？学校は？

相談・通告  
 [市町村・児童相談所・総合支庁福祉課]

関係機関の連携・情報収集

緊急度の判定

**緊急度が高い**  
 虐待者から子どもを引き離す必要

児童相談所に対応

子どもの一時保護・入院等  
 時には親の了承を得ずに児童相談所の判断で保護することもあります。

親や子への援助方法を関係機関と連携し計画・実行

長期保護が必要ならば施設・里親の利用

**緊急度が低い**  
 すぐに子どもを保護しなくてもよいが、何らかの援助が必要

市町村・児童相談所に対応

親や子への援助方法を関係機関と連携し計画・実行

# 要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)

